

令和7年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を独自に軽減して設定しています。

3 令和7年度の保育料（利用者負担）について

令和元年度以降の本市の保育所等保育料は、国基準の改定等がなかったため据え置きとしています。

令和7年度においても国基準額は変更のない予定となっています。

そのため、本市における令和7年度の保育所等保育料については、据え置きしたいと考えています。

参考

令和6年度の保育料の軽減の取組み

令和6年9月から、県の保育料軽減事業実施の拡充に合わせ、本市においても3歳未満児の保育料について、低所得世帯の軽減の拡充及び多子世帯については同時入所・非同時入所に関わらず第2子は半額、第3子以降は完全無償化など、補助対象及び上限額を拡大し、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。

なお、この軽減は4月に遡及して実施しましたので、4月から8月分の保育料の差額分については12月に保護者へ返金しています。

令和7年度保育料基準額表（案）

単位：円

別紙1

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	1人目	2人目	3人目以降	
		A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0	
C	77,100円以下の世帯	0	0	0	
					市町村民税所得割課税額
D	211,200円以下の世帯	0	0	0	

年齢制限なし

多子カウントあり
(小学校3年生以下)

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)															
階層区分	定義	3歳以上児						3歳未満児									
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間						
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降				
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	
D1		48,600円以上	60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	
D2		60,000円以上	76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	
D3		76,000円以上	97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	
D4		97,000円以上	123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	
D5		123,000円以上	148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	
D6		148,000円以上	169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	
D7		169,000円以上	219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	
D8		219,000円以上	265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	
D9		265,000円以上	301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	
D10		301,000円以上	397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0		

年齢制限なし
多子カウントあり

多子カウントあり
(小学校3年生以下)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	1人目	2人目	3人目以降
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	0	0	0

年齢制限なし

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)														
階層区分	定義	3歳以上児						3歳未満児								
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間					
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降			
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額 D3の一部	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D1		48,600円以上	60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	
D2		60,000円以上	76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	
D3の一部		76,000円以上	77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	

年齢制限なし

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。